

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の5第1項から第4項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和6年改正前の措置法（2(3)及び(4)において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項若しくは第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の12の5第4項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
 - 2 「適用可否3」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
 - (1) 令和6年4月1日以後に開始する事業年度において措置法第42条の12の5第1項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
 - イ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人を超える場合において、措置法令第27条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第2項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）。
 - ロ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人未満である場合
 - (2) 令和6年4月1日以後に開始する事業年度において措置法第42条の12の5第2項の規定の適用を受ける場合において、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人以下であるとき
 - (3) 令和6年4月1日以前に開始した事業年度において令和6年旧措置法第42条の12の5第1項の規定の適用を受ける場合において、(2)イ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するとき。
 - (4) 措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等が同項又は令和6年旧措置法第42条の12の5第2項の規定の適用を受ける場合
- 3 「教育訓練費の額15」の欄は、措置法令第27条の12の5第12項に規定する教育訓練費の額を記載します。
- 4 「(14)≥4%の場合29」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合14」の割合（以下4において「継続雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が100分の4以上であり、かつ、100分の5未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の5以上であり、かつ、100分の7未満である場合には「0.1」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の7以上である場合には

「0.15」と記載します。

- 5 「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 31」の欄は、当該事業年度終了の時に
おいて措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項第 3 号イ又は
ロに掲げる者のいずれかに該当する場合に記載しま
す。
- 6 「プラチナくるみん又はえるぼし 3 段階目以上を

取得している場合 35」の欄は、措置法第 42 条の 12
の 5 第 2 項第 3 号イからハまでに掲げる要件のい
ずれかを満たす場合に記載します。

- 7 「くるみん又はえるぼし 2 段階目以上を取得して
いる場合 39」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3
項第 3 号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満
たす場合に記載します。